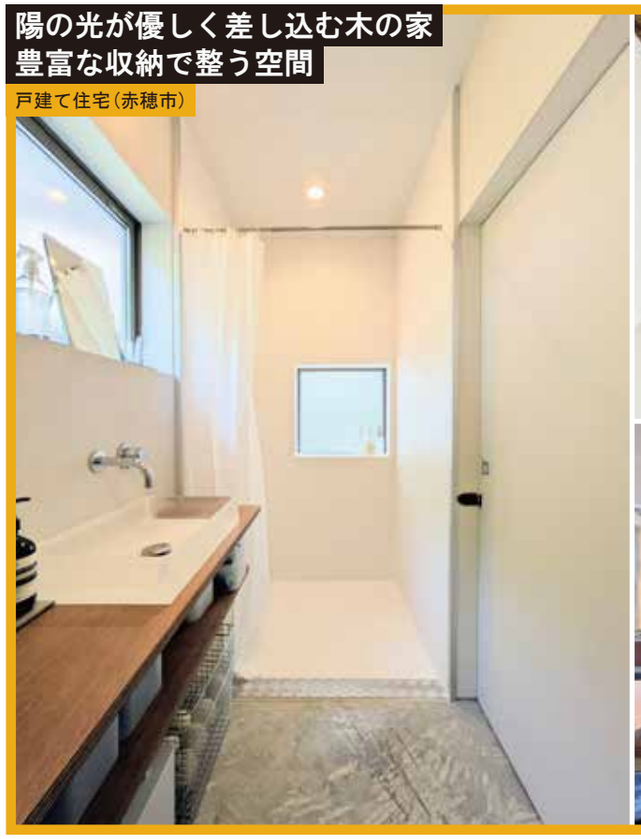
CASE 01

空き家×移住

空き家を自分好みにリフォーム　空き家活用支援事業（P7−P8）を利用

「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？







陽の光が優しく差し込む木の家
豊富な収納で整う空間

戸建て住宅（赤穂市）







心安らぐ和室
ゆとりのある水回り空間

戸建て住宅（南あわじ市）

STEP 01　お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。



お試し滞在（加西市）

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	電話番号
神戸市	お試し住居	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
三田市	お試し移住	移住定住促進課	079-555-6776
猪名川町	お試し居住体験	企画財政課	072-766-8711
加西市	加西市お試し滞在施設	ふるさと振興課	0790-42-8729
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	（一社）あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅　ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅　ほか	やぶぐらし未来協創課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅「黒岡おためし住宅」ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島くらし淡路	0799-70-6876

＊県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。
（兵庫県公営住宅管理課 TEL：078-230-8470）

STEP 02　空き家バンクで物件を探そう

空き家バンクとは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。掘り出し物件が見つかるかも…？「市町名＋空き家バンク」で検索してみてください。（県内38市町で実施）

STEP 03　支援制度を活用しよう

下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度:P11〜14

空き家をリフォームして住む時

空き家活用支援事業P7〜P8

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を改修する場合、最大100万円（若年・子育て、UJIターン世帯は最大150万円）補助します。

問い合わせ先：兵庫県住宅政策課（☎078−362−3583）

住宅を耐震化するとき

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和５６年５月以前着工の旧耐震基準の住宅を耐震改修等する場合、最大115万円(多雪区域は最大140万円)、費用の4/5を補助します。

(窓口は市町)　問い合わせ先：兵庫県建築指導課（☎078−362−4340）

CASE 02

空き家×起業

酒蔵通りに面する古民家を再生
「商家×旅館」

古民家再生促進支援事業（P9–10）を利用

新築ではなく空き家だからこそ味のある事業所になる。空き家を活用して、新しいことを初めてみませんか？



山崎旅館Q　宍粟市

江戸末期より醸造業を営んでいた商家を旅館として再生。酒造りが盛んだった山崎藩の城下町、酒蔵が軒を連ねる酒蔵通りに面しており、風情ある街を体験することができる。





事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

- （公財）ひょうご産業活性化センター：☎078 -977-9072
- 兵庫県 新産業課：☎078-362-3054
- （公財）ひょうご産業活性化センター：☎078-977-9116
- 兵庫県 住宅政策課：☎078-362-3583

PLAN01 起業するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN02 ふるさとに移住し起業するとき

起業家支援事業
（ふるさと枠）

県外から県内へ移住し起業する場合に、移住に要する経費を最大100万円支給するとともに、起業に係る経費等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN03 成長産業分野において高度技術を活用した事業所を開設するとき

ひょうごイノベーション拠点開設支援事業

成長産業5分野（「ロボット・AI・IoT」「健康・医療」「航空(空飛ぶクルマ・ドローン含む)、宇宙」「水素等新エネルギー」「半導体」）におけるイノベーション拠点として空き家を活用するための改修費、備品等の取得費、賃料等を最大1,120万円（3年間総額）補助します。

PLAN04 商店街の空き店舗を活用するとき

商店街新規出店チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する商業者が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円（市町が補助する額が上限）補助します。

PLAN05 空き家を活用するとき

空き家活用支援事業
（P7～8）

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大247万円（地域交流拠点は最大550万円）を補助します。

PLAN06 古民家を利用するとき

古民家再生促進支援事業
（P9～10）

古民家（昭和25年の建築基準法施工日前に建築されたもの）を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案（所有者負担なし）を行います。